

神奈川県私立高校生等奨学給付金【家計急変世帯対象給付】のお知らせ

令和5年1月以降に家計が急変した世帯が対象です

- ・ 神奈川県では、家計が急変した世帯に対して、私立高校生等の保護者等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）」を支給しています。
- ・ 令和6年度の都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯、または令和6年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯は、「家計急変世帯対象給付」ではなく、「通常給付」の対象となりますので、該当される方は、在学する高等学校等の事務室にお問い合わせください。
- ・ この制度は、授業料の負担を軽減する「就学支援金」「学費補助金」とは別の制度です。対象となる方は忘れずにご申請ください。
 （※）保護者は原則、親権を持つ父母2名（ひとり親家庭の場合は親権を持つ父母1名）を指します。

1 給付を受けることができる方 ＜次の要件をすべて満たす世帯＞

- (1) **令和5年1月以降に発生した家計急変による経済的理由から、保護者等全員の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められること**

＜都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する年収見込の例＞

扶養人数	0人	1人	1人 (ひとり親)	2人	3人	4人	5人
① 個人事業者 (所得見込額)	450,000円 以下	1,120,000円 以下	1,350,000円 以下	1,470,000円 以下	1,820,000円 以下	2,170,000円 以下	2,520,000円 以下
② 給与所得者 (給与収入見込額)	1,000,000円 未満	1,704,000円 未満	2,044,000円 未満	2,216,000円 未満	2,716,000円 未満	3,216,000円 未満	3,704,000円 未満

※ この例に該当しない場合はお問合せください。

- 保護者等が複数いる場合は、それぞれの保護者等が非課税相当である必要があります。
 (例) 父母ともに給与所得者で、父が子2人を扶養している（母は控除対象配偶者ではない）場合
 給与収入見込額が、父2,216,000円未満、かつ母1,000,000円未満である必要があります。
- 個人事業者の場合は、令和6年の年収見込（所得額：売上－必要経費）が①に該当する必要があります。
- 給与所得者の場合は、令和6年の年収見込（交通費手当を除く給与収入額）が②に該当する必要があります。

- (2) **認定基準日（※）現在、保護者等が神奈川県内に居住していること**

- (3) **認定基準日（※）現在、生徒が高等学校等に在学していること**

(※) 認定基準日

- ・ 令和6年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和6年7月1日が認定基準日となります。
- ・ 令和6年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の1日が認定基準日となります。

＜例＞

- ・ 家計が急変した日が令和6年8月5日の場合 ▶ 認定基準日は令和6年9月1日
- ・ 家計が急変した日が令和6年10月1日の場合 ▶ 認定基準日は令和6年10月1日

2 家計急変事由について

令和5年1月以降に、次の家計急変が生じた方が対象となります。

- ア 給与所得者で、解雇または減額等の場合（ただし、定年退職は対象とはなりません）
- イ 個人事業者で、自ら経営する会社等の倒産または業績悪化等の場合
- ウ 保護者等の離婚（死別）等の場合（ただし、別居等は家計急変対象とはなりません）
- エ 保護者等の傷病等により収入が減収した場合 等

3 支給単価（年額）

保護者等全員の年収見込が非課税に相当すると認められる世帯で

世帯区分		全日制
申請する高校生等以外に 15歳以上23歳未満の扶養されている 兄弟姉妹（※）が	いない	142,600円
	いる	152,000円

（※）平成13年7月3日～平成21年7月2日生まれの兄弟姉妹（中学生を除く）

- 7月1日以前に家計が急変した場合は年額を給付します。
- 7月2日以降に家計が急変した場合は月割額（認定基準日から3月までの月数を乗じた額を12で除した額）を給付します。

<支給例（認定基準日が令和6年10月1日の場合）>

全日制に通う高校生等（15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹あり）の保護者が、令和6年10月1日に経営する会社が倒産し、年収見込が非課税世帯相当となった場合

- ・ 令和6年10月～令和7年3月までの6か月分を支給
- ・ 年額 152,000円×6月/12月 = 76,000円を給付

4 制服が災害等により喪失・毀損した場合

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合は、支給額に加算がある場合があります。詳細は、問合せ先にご連絡ください。

5 提出書類

◎…提出必須 ○…いずれかを提出 △…該当する場合にのみ提出

	提出書類	添付書類（いずれもコピーで可）・留意事項		
1	高校生等奨学給付金受給申請書（第1号様式）	在学証明書は、認定基準日（※1）を記載		◎
2	振込先登録用紙（第2号様式）	振込口座番号等が分かる通帳ページ等の写しを貼付		◎
3	家計急変理由書（様式A） 右の書類を添付	給与所得者	離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、減額通知書、診断書等	○
		個人事業者	廃業等届、破産宣告通知書、公的支援金受給証明書、診断書等	

		離婚	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、離婚届受理証明書	
4	家計急変前の収入証明書類	<保護者等全員分（父母がいる場合、父母2名分）> 令和6年度の市民税・県民税課税証明書		◎
5	家計急変後の収入証明書類 右の書類を添付	給与所得者	・勤務先作成の給与見込証明書（様式B又は勤務先作成の任意様式）（※2） <勤務先が証明書を作成できない場合のみ> ・申請者が作成した様式B 及び ・給与明細、賞与支給明細（※3）	○
		個人事業者	・税理士又は公認会計士作成の証明書（※2） <税理士又は公認会計士の作成した証明書の提出ができない場合のみ> ・申請者が作成した様式C（様式C別添含む） 及び ・帳簿等（売上・経費が分かるもの）（※3）	
6	健康保険証等の写しの貼付台紙（様式D） 右の書類を貼付	世帯全員分の健康保険証等		◎
7	収入状況申立書（様式E）	無収入であることの証明の手立てがない方（※4）のみ提出		△
8	委任状（未済用）	学校納付金に未済がない場合は不要		△
9	委任状（権限委譲用）	振込先指定口座が保護者等や生徒本人の場合は不要		△

- (※1) 家計急変事由発生日が令和6年7月1日以前の場合は令和6年7月1日。令和6年7月2日以降の場合は、家計が急変した月の翌月（家計急変事由発生日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の1日。
- (※2) 令和6年1月から申請日の前月（家計が急変した月と申請日の属する月が同じ場合は当該月）までの証明が必要です。税理士・公認会計士に証明書の作成を依頼する際は、様式Cの記載内容を盛り込むよう依頼してください。
- (※3) 令和6年1月から申請日の前月（家計が急変した月と申請日の属する月が同じ場合は当該月）までの給与明細、賞与支給明細（個人事業主の場合は帳簿等）の提出が必要です。
- (※4) 退職後、再就職までの間に無職の期間があった方、専業主婦（夫）等

6 提出期限・支給時期・提出先・問合せ先

- 提出期限 **令和7年1月10日（金）**
- 支給時期 **令和6年12月頃～令和7年3月中旬頃（予定）**
 - ・ 申請された時期により支給時期は異なります。
 - ・ 申請時に指定いただいた口座に神奈川県から直接振り込みます。
 - ・ 支給に先立ち、支給決定通知書または不支給決定通知書を神奈川県から送付します。
- 提出先・問合せ先 **横浜学園高等学校等 事務室**
- 電話番号 **045-751-6941**